

## 宮城県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設指定申請等実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号。以下「法」という。),「児童福祉法施行令」(昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。),「児童福祉法施行規則」(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)及び「児童福祉法施行細則」(昭和59年宮城県規則第25号。以下「細則」という。)に定めるもののほか,指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (指定又は指定の更新の申請等)

- 第2 法第21条の5の15第1項及び法第24条の9第1項又は法第21条の5の16第1項,法第24条の10第1項の規定による申請をしようとする者は,細則第2条の4に定める「指定障害児通所支援・指定障害児入所施設指定(更新)申請書」(様式第3号の5)に別表の提出書類の欄に掲げる書類を添えて知事に,事業開始予定日の前日から起算して,土曜日,日曜日,国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(土曜日,日曜日及び祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)を除き14日前までに提出しなければならない。
- 2 前項の規定により指定の申請をした者が,法第21条の5の15第2項の各号のいずれにも該当しないとき(法第24条の9第2項において,この規定を準用する場合を含む。)は,知事は,指定を行うものとし,別記様式第1号又は第2号により申請者にその旨を通知する。
- 3 第1項の規定により指定の更新の申請をした者が,法第21条の5の15第2項の各号のいずれにも該当しないとき(法第24条の9第2項において,この規定を準用する場合を含む。)は,知事は,指定の更新を行うものとし,別記様式第1号の2又は第2号の2により申請者にその旨を通知する。

### (変更届並びに再開届及び指定の廃止等)

- 第3 第2の規定により指定を受けた者であって,法第21条の5の19第1項及び法第24条の13の規定による変更の届出をしようとする者は,細則第2条の4第2項に定める「指定障害児通所支援・指定障害児入所施設変更届出書」(様式第3号の6)に別表に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて,変更があった日から起算して,土曜日,日曜日,祝日法による休日及び年末年始の休日を除き10日以内に知事に提出しなければならない。
- 2 第2の規定により指定を受けた者は,別表に掲げる申請書等の記載事項又は届出事項のうち障害児通所・入所給付費の算定に係る事項を変更するときは,別表に

掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて、別記様式第5号を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 加算等算定する単位が増えるときは、変更がある日の前月の15日までに知事に提出しなければならない。
  - (2) 加算等算定する単位が減る又は加算が算定されなくなるときは、届出の時期に関わらず、加算等の単位が減る又は算定されなくなる事実が発生した日から加算を算定しないものとし、速やかに知事に届出なければならない。
- 3 第2の規定により指定を受けた者であって、法第21条の5の19第1項の規定により休止した当該指定通所支援事業を再開しようとする者は、細則第2条の4第2項に定める「指定障害児通所支援再開届出書」(様式第3号の7)を再開した日から起算して、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始の休日を除き10日以内に知事に提出しなければならない。
- 4 第2の規定により指定を受けた者が、当該障害児通所支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第21条の5の19第2項の規定により、細則第2条の4第3項に定める「指定障害児通所支援廃止・休止届出書」(様式第3号の8)に、省令第18条の35第4項第3号に掲げる事項を記載した書類を添えて、廃止又は休止をすする1月前までに知事に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第4 知事は第2の規定により指定を受けた者が、法第21条の5の23条第1項又は法第24条の17第1項の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定を受けた者に係る指定取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 2 前項の規定により指定の取り消しを行う場合には、別記様式第3号又は第4号により通知する。

(指定の辞退)

- 第5 第2の規定により指定を受けた者が、法第24条の14の規定により指定を辞退する場合は、細則第2条の4第4項に定める「指定障害児入所施設指定辞退届出書」(様式第3号の9)に、省令第25条の22第2項第3号に掲げる事項を記載した書類を添えて、辞退する日の3月前までに知事に提出しなければならない。

(受付時間)

- 第6 この要綱に規定する知事に提出しなければならない書類の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始の休日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要があると認められる時は、この限りではな

い。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定申請等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。